

意見書

議員から提出された意見書案第1号は全員賛成で可決され、関係機関に送付しました

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）は、平成7年に容器包装ごみをリサイクルするために制定された。その後、同法附則第3条に基づいて平成18年に一部改正されたが、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目もの附帯決議が採択されるなど、多くの課題を抱えたままの成立となった。

このため、ごみ排出量は「高止まり」のまま、環境に良いリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装がいまだに使われている。

根本的な問題は、容器包装の分別収集に要する経費を地方公共団体が負担していることであり、リサイクルに必要な総費用のうち約9割が製品価格に内部化されていないことにある。

このため、容器包装を製造し、利用する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かないのである。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣い

による環境負荷を減らすことが求められている。

我が国の1日も早い持続可能な社会への転換を図るため、本市議会は、国会及び政府に対し、下記のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求める。

記

- 1 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集及び選別保管の費用を製品の価格に内部化すること。
 - 2 リデュース（発生抑制）及びリユース（再使用）を促進するため、次のような制度を法制化すること。
 - (1) 使い捨て容器の無料配布を禁止し、リユース容器の普及を促す。
 - (2) 容器包装リサイクル法の対象を拡大する。
 - 3 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

Q 鶴ヶ島市の学校教育について

A 地域ぐるみで教育を進める

齊藤 芳久 議員

市の考えを問う 一般質問

3月10日・11日・14日の3日間行われた一般質問の主な質問（Q）と答弁（A）の概要を掲載します。

質問一 教育予算編成の流れは。
二 教育施設改修の基本計画について。
三 教育施設の統廃合について。
答弁一（教育委員長） 年間を通して事業と予算の在り方の見直しを進める通年予算の考え方と、概算要求制度のもとで、市長の予算編成方針に基づき財政部局とのヒアリング等を経て編成している。

二 学校施設の改修は、多額の経費がかかるので、国、県の動向を把握しながら、財源の確保や実施年度について協議し、平成26年ごろを目途に施設整備の方向性を示していきたい。
三 小中学校の統廃合については、児童生徒数の将来見込み、少人数学級制度の進展、適切な学校配置鶴ヶ島型の小中一貫教育への対応など、多角的な検討を行う必要がある。現時点での見込みでは、新町小、杉下小、西中が増加するものの、その他はおおむね現状維持で推移するので、当分の間は、通学区の見直しにより対応する。

